

(表)

甲賀市本人通知制度事前登録申込書

甲賀市長 あて

年 月 日

裏面の内容に同意のうえ、甲賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

申 込 者	住 所	〒 -	
	氏 名	フリガナ ①	
	生年月日	明・大・昭・平・西暦 年 月 日 (自書又は記名押印してください。)	
	連絡先(電話番号)		
申込者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人(委任状が必要です)		
事前登録希望者 <input type="checkbox"/> 申込者に同じ	住 所	〒 -	
	氏 名	フリガナ	
	生年月日	明・大・昭・平・西暦 年 月 日	
	連絡先(電話番号)		
通知を希望する項目		①②住所③④本籍	
①	<input type="checkbox"/> 現在の住民票、 <input type="checkbox"/> 記載事項証明書	滋賀県甲賀市	
②	<input type="checkbox"/> 住民票の除票	滋賀県甲賀市	
③	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍、 <input type="checkbox"/> 附票	滋賀県甲賀市	(筆頭者氏名)
④	<input type="checkbox"/> 除籍等		(筆頭者氏名)

注1 該当する□欄にレ点をつけて、各欄に必要事項を記入してください。

注2 次の書類を提示し、又は提出してください。郵送の場合は写しを添付してください。
(委任状は必ず原本を提出してください。)

- (1) あなたが本人であることを証明する書類、代理人であるときは、代理人の本人確認書類(個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたが代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

受付印	登録期間通知	事前登録簿		本人確認欄		証明書種別
		住基	戸籍	本人 法定代理人 代理人	個人番号カード 住カ(写真付) 旅券 運転免許証 その他()	
						<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除住民票 <input type="checkbox"/> 附票 <input type="checkbox"/> 除附票 <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍

連絡欄 (市→申込者)	上記の甲賀市本人通知制度事前登録申込書を受付しました。 届出のお願いと廃止について ① 転出又は転居、転籍等により事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。 ② 事前登録者が国外転出(出国)をしたとき、死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。
-----------------------	--

※以下の欄は記入しないでください。

甲賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、甲賀市に事前登録した者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本又は戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（戸籍届出書に係る証明書を除く。）（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。
（注）本人等（住民票関係）本人又は本人と同一世帯の者
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
- 2 第三者に、事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び部数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。
- 4 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、甲賀市個人情報保護条例に基づき、本人より開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても甲賀市個人情報保護条例の範囲内での情報が開示されます。
- 5 事前登録の申込の受付は、甲賀市役所市民課又は土山、甲賀大原、甲南第一若しくは信楽の各地域市民センターで行います。（ただし、閉庁日には取り扱っておりません）
- 6 登録者名簿への登録は、申込書を受け付け、審査し受理した日の翌日（その日が市の休日にあたる場合はその翌開庁日）に完了となり、登録完了日以降に交付した証明書が通知の対象となります。
- 7 事前登録を希望する者（以下「事前登録希望者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
- 8 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録希望者が疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができない場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 9 転出又は転居、転籍等により事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 10 事前登録者が国外転出（出国）をしたとき、死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。